



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

159	平成26年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課).....	1
160	一般競争入札による落札者の決定	(").....	3
161	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	3
162	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
163	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	4
164	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	4
165	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
166	〃	(").....	5
167	公共測量の終了	(技術調査課).....	5
168	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路保全課).....	5
169	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
170	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

告 示

和歌山県告示第159号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成26年度和歌山県インターネット接続サービス業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成26年度和歌山県インターネット接続サービス業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日(土)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (8) プライバシーマーク又はISMS認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、次のイからケに掲げる書類について、その提出を省略することができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない住民票

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては和歌山県が課する県税(延滞金等を含む。)全税目

ク 役員等に関する調書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 誓約書

サ 2の(7)に掲げる契約実績を証する書類の写し及び業務内容のわかる仕様書等の資料

シ 2の(8)に掲げるマーク又は認証を取得していることを証する書類

- (2) (1)のア、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年2月24日(火)から同年3月10日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年2月26日(木)午後5時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 平成27年2月24日(火)から同年3月3日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で平成27年3月3日(火)午後1時までに、和歌山県企画部企画政策局情報政策課へ必着させること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2400

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メール e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成27年3月10日（火）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第160号

電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

電子計算組織運用管理業務及び住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成27年1月16日

4 落札者の氏名及び住所

中央コンピューター株式会社

大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号

5 落札金額

68,848,704円（うち消費税及び地方消費税の額5,099,904円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年12月2日

和歌山県告示第161号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年3月27日まで縦覧に供する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成27年1月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人太喜
- 3 代表者の氏名
太田垣次郎
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市古屋507番地の84
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者・母子家庭等に対して、日常生活支援活動及び防災・減災・災害救援活動等の事業を行い、安全かつ安心できる地域社会作りに貢献することを目的とする。

和歌山県告示第162号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051400 137	なのはな・ぱあく	海南市山崎町三丁目3-680	児童発達支援	有限会社プランニング守山	和歌山市善明寺595番1	平成 27.1.31
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第163号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年2月13日に認可した。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第14号	有田郡広川町大字河瀬字一ノ水467-42外1筆

和歌山県告示第164号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
宗教法人金剛峯寺	代表者の氏名	代表役員 中西啓寶	代表役員 松長有慶	平成 27.2.3

和歌山県告示第165号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上の山一丁目903の2・903の3・903の5から903の8まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第166号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上の山一丁目903の13から903の15まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき美浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化）
- 2 作業期間 平成26年7月22日から平成27年2月4日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡美浜町全域

和歌山県告示第168号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜野串本線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
東牟婁郡串本町檜野字尾崎1006番1地先から同町檜野字尾崎981番3地先まで	460.00	上下線

和歌山県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮川口中谷川（4-365-2-022）、宮川口谷川（4-365-2-023）、杉沢谷川（4-365-2-024）、平畑谷川（4-365-2-025）、泉水寺北谷川（4-365-2-026）、有谷川（4-365-2-027）、柳西谷川1（4-365-2-028-1）、柳西谷川2（4-365-2-028-2）、稲見谷川（4-365-2-031）、つぼん谷川（4-365-2-069）、下境川谷川（4-365-2-070）、宮川尾端（1）（Ⅱ-3482）、宮川下陰地（1）（Ⅱ-3483）、宮川下陰地（2）（Ⅱ-3484）、宮川尾端（2）（Ⅱ-3485）、宮川下陰地（3）（Ⅱ-3486）、宮川狭間（1）（Ⅱ-3487）、宮川狭間（2）（Ⅱ-3488）、春日尾（Ⅱ-3489）、宮川有前（1）（Ⅱ-3490）、宮川有前（2）（Ⅱ-3491）、大蔵陰地（Ⅱ-3492）、宮川柳垣内（Ⅱ-3493）、宮川平畑（Ⅱ-3494）、宮川尾端（3）（Ⅲ-1653）、宮川狭間（Ⅲ-1654）、宮川荒堀（Ⅲ-1655）、宮川1（Ⅰ-40020）、宮川2（Ⅱ-40128）、奥ノ瀬（Ⅰ-841）、境川（Ⅰ-842）、境川長浴（Ⅱ-3450）、境川大鳥居（1）（Ⅱ-3451）、境川的場（Ⅱ-3602）、境川宮原（Ⅱ-3660）、境川大鳥居（2）（Ⅱ-3661）、境川大鳥居（3）（Ⅱ-3662）、境川1（Ⅱ-40129）、境川2（Ⅱ-40130）、境川3（Ⅱ-40131）、境川4（Ⅱ-40132）、境川5（Ⅱ-40133）、境川6（Ⅱ-40134）、境川7（Ⅱ-40135）、境川8（Ⅱ-40136）、境川9（Ⅱ-40137）、境川10（Ⅱ-40138）、境川11（Ⅱ-40139）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

春日尾谷川（4-365-1-029）、境川口南谷川（4-365-2-071）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3262	紀の川市粉河字東前田324番1の一部	大阪府岸和田市中井町一丁目137番地6 株式会社友仁工業 代表取締役 中前仁志	平成 27. 2. 12	5.00	29.99